

資料 4

実施計画 素案

基本目標３ 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-1 いつまでも健康で暮らせる保健医療環境づくり

3-1-2 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展

主管課 公立芽室病院

1 現状と課題

公立芽室病院は、昭和15年1月の開設以来、町内唯一の病院として、芽室町のみならず西部十勝地区の地域医療を担ってきました。この間、外来・入院診療のほか、健康診断、特定健診、予防接種などの公衆衛生活動や在宅患者への訪問診療の実施など、医療・介護・保健・福祉を継続的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の医療拠点として、地域住民の暮らしを支えてきました。

一方で、全国の公立病院は、医師不足などに伴う経営状況の悪化により、医療提供体制の維持が困難な状況となっています。このため、総務省は平成19年及び平成27年の2度にわたり「公立病院改革ガイドライン」を策定し、地方公共団体に対して、公立病院改革プランの策定と、それに基づく経営改革の推進を要請しました。

厚生労働省は、限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療・介護サービス体制を構築するため、都道府県に対し「地域医療構想」の策定を求め、北海道においては平成28年12月に「北海道地域医療構想」が策定されました。これらを踏まえ、本町では平成29年に「公立芽室病院新・改革プラン」を策定し、地域医療構想を踏まえた当院の役割の明確化や経営の効率化の方向性を示しました。

その後、総務省は令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、新たな計画の策定を要請したことから、本町では令和5年3月に「公立芽室病院経営強化プラン」を策定しました。

経営状況については、8年連続の赤字決算が続くなど厳しい状況にありましたが、新型コロナウイルス感染症患者の受入に伴う補助金の影響もあり、令和2年度から令和5年度まで黒字を確保し、累積損失を解消しました。しかし、令和6年度は人件費の増加や物価高騰の影響により赤字決算となり再び厳しい状況となっております。

2 施策の方針

公立芽室病院は、地域包括ケアシステムの医療拠点として、また「地域住民にとって不可欠な病院」として診療機能の充実を図り、町民の理解を得ながら持続可能な病院運営を推進します。

対象	公立芽室病院
意図	持続可能な診療体制の構築と経営基盤の強化
結果	質の高い医療の提供

3 施策の主な内容

(1) 地域包括ケアシステムの医療拠点機能の強化

入院・外来診療に加え、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションの体制整備を進め、「かかりつけ病院」としての機能を充実させるとともに、在宅医療の推進を図ります。また、「多職種連携情報共有システム」やオンライン診療などの医療DXを活用し、効率的で質の高い医療を提供します。

(2) 地域連携機能の充実

町内の診療施設や近隣医療機関、専門医療機関、介護施設等との連携を強化し、地域に必要とされる医療提供体制を構築します。

(3) 医療の質の確保

医療の質を確保するため、計画的な医療機器の整備や施設の適切な維持管理、院内委員会活動の推進を図ります。

(4) 予防医療の推進

各種健診体制の充実を図り、疾病の予防及び早期発見に取り組みます。

(5) 医療人材の確保

安定した診療体制の確保に向け、医師をはじめとする医療人材の確保・定着に取り組みます。

(6) 経営の安定化

自律的な経営改善の取組を推進し、病床稼働率の向上や診療報酬改定への適切な対応による収益確保を図るとともに、人員配置の適正化や業務効率化等による経費の節減を進め、経営基盤の強化に取り組みます。

(7) 施設整備の検討

施設の老朽化への対応について検討を進め、町としての方針を整理します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①外来患者数	病院決算状況	57,101人 (R7)	
②病床稼働率（入院）	病院決算状況	85.8% (R7)	

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
地域包括ケアシステムの構築	公立芽室病院		実施			
地域連携機能の充実	公立芽室病院		実施			
医療の質の確保	公立芽室病院		実施			
医療人材の確保	公立芽室病院		実施			
経営の安定化	公立芽室病院		実施			
施設整備	公立芽室病院		実施			

6 展望計画（2027（令和13）年度～2030（令和16）年度の展望）

- ・施設老朽化への対応計画策定

基本目標3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-2 安心して子育てできるまちづくり

3-2-1 安心してうみ育てることができる子育て支援

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

未婚化、晩婚化、晩産化などを要因とする少子化、三世帯同居世帯割合・平均世帯人員の低下による核家族化の進行、女性の就業率上昇による共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化など、子育て世帯が孤立しやすい社会状況は依然として続いています。子育てに適切なサポートが得られないことで、親の不安感や負担感の増加やこどもに対する不適切な関わりなどの課題が表面化しやすくなります。また、こどもをうみ、育てたいと願う方々が、それぞれの希望する時期に実現できる環境づくりも大きな課題です。

平成24年の児童福祉法改正以降、国は発達に支援を要するこどもが身近な地域で支援を受けられる体制づくりを推進してきました。さらに、医療的ケア児などの特別な支援を要するこどもたちをサポートする支援体制づくりを推進してきました。本町では、「発達支援システム」を構築し、関係機関のネットワークづくり、職員の専門性向上、施設設備の充実を図ってきました。令和2年にはシステムの中心的な担い手である「地域コーディネーター」の複数配置を実現し、福祉と教育の連携を強化しました。早期から相談できる体制や、幼児期から学齢期までの情報が継続し、成長に合わせた支援が安定して提供される体制が整備されていることは、こどもたちのその後の社会適応に大きな影響があると考えられており、将来の社会参加を見据えた継続性・一貫性のある支援体制の継続が求められています。

家庭での養育における社会的な問題として虐待があります。児童虐待対応件数は全国的に増加傾向にあり、虐待の未然防止、養育上の課題の早期発見・早期対応が引き続き求められています。こどもたちが現在直面している課題が、将来の妨げとならないよう、課題を早期に発見し対応するための仕組みづくりが必要であり、要保護児童及び要支援児童などへの支援体制を含め、**母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働をさらに深めることを目的として、令和6年4月に「こども家庭センターめむろん」を開設しました。**

本町は、「芽室町子どもの権利に関する条例」に基づき、全てのこどもたちの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利を保障しており、未来を担う本町のこどもが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、さまざまな事情や背景の家庭に対応した相談・援助体制の充実、妊娠から出産、子育て期に至るまでの切れ目ない支援の実践による、親子の生涯に渡るウェルビーイングの基盤構築が求められます。

2 施策の方針

妊娠・出産・子育てに関する悩み・不安の解消と地域社会の理解を深めることにより、まち全体による子育て支援体制の充実を図ります。

対象	町民
意図	妊娠、出産及び子育てに対する不安や悩みを解消する 子育てに対する地域社会の理解を深める
結果	子育ての支援体制が充実し、安心して生み（うみ）育てることができる

3 施策の主な内容

（1）妊娠から出産、子育ての不安を解消する体制の整備

- ・「こども家庭センターめむろん」において、母子保健と児童福祉の両機能が一体となって、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスク

アプローチを両輪として切れ目のないサポートを行います。

- ・妊婦等に対する伴走型支援において、母子健康手帳交付時から個々に応じたきめ細やかな相談を実施するとともに、サポートプランを作成し、必要なサービスの選択や利用を支援し、主体性や受援力の向上を図ります。また、両親で産後の生活をイメージし、親になる準備を整えていけるよう父親を含む支援の充実を図ります。
- ・育児不安の軽減を図るため、手軽に必要な情報を確認できる電子母子手帳アプリ（母子モ）等を活用した子育て情報の配信を継続します。
- ・特定妊婦、要保護・要支援ケースを把握した場合は、速やかに関係機関との連絡調整を行い、こどもの最善の利益を考慮した家庭支援を切れ目なく、漏れなく行います。
- ・出産後の母子の健康保持や悩みへの早期対応を図るために、現在実施しているアウトリーチ型・デイサービス型、集団型の産後ケアを継続し、産婦支援の継続を図ります。

（２）楽しく子育てできる支援体制の推進

- ・子育てに関する相談対応や情報提供、保護者同士の交流などのサポートを行う地域子育て支援拠点の充実を図ります。また、同じ時期に出産し、育児の大変な時期を支え合う親同士をつなぎ交流する機会を継続し、親同士で支え合う環境づくりをサポートします。
- ・子育て支援センターが実施している開放事業に加え、より身近な場所でつながるための「出張ひろば」事業を継続するとともに、育児負担の軽減を目的として実施している「ファミリー・サポート・センター事業」は今後も継続し、地域で気軽にこどもを預けられる環境を保障します。
- ・子育て支援団体などとの情報交換を行い、町民との協働による「子育てしやすいまちづくり」を進めます。
- ・親同士の交流による孤立予防や育児不安の軽減、親の学びや育ちを支援する環境づくりを推進するとともに、親支援を通じて乳児期の愛着形成による自己肯定感の土台づくりやこどもの権利を普及することを目的として、子育て講座の実施を継続します。

（３）全てのこどもとその家族への支援

- ・全てのこどもが愛着を土台として、自己肯定感や自己効力感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるよう、ライフステージに応じたこどものこころの成長を育む取組を推進します。また、保護者が子育ての喜びや楽しさを感じながらゆとりを持って子育てができるよう、保護者との信頼関係を構築し、こどもへの関わり方等における親支援の充実を図ります。

（４）こどもの健やかな発達を促す体制の推進

- ・発達に支援を要するこどもに一貫性と継続性のある支援体制を構築する「発達支援システム」を継続します。また、「発達支援システム」におけるつなぎの中核となる「地域コーディネーター」や、子育てや発達の相談及び発達のアセスメントを行う「発達心理相談員」を配置し、専門性を生かしたシステムづくりを進めます。
- ・支援を必要とするこどもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制づくりを推進します。発達支援センターが中核的機能を担い、関係機関や民間事業所と連携した地域支援体制を構築します。

（５）こどもの権利擁護の推進

- ・虐待、育児放棄などの要保護児童、または要支援児童に関する実態把握に努めるとともに、その権利の侵害が認められた際には、速やかに初期対応や情報収集を行い、個別ケース会議の開催や関係機関との連絡調整、その後の経過確認を行います。
- ・平成 28 年度に設置された権利侵害に対する救済機関である「子どもの権利委員会」において、助言・調査・調整によりこどもの権利の早期回復を図るとともに、児童生徒などへの啓発をはじめ、「子どもの権利に関する条例」の周知に努めます。

（６）社会全体で子育てを支える基盤づくり

- ・妊娠・出産を迎える方々や子育て世帯を社会全体で応援する機運を高めるために、全町民に向けた啓発活動を継続します。また、ひとり親家庭に対する保育サービスなどの支援や、近親者による支援が受けられない妊産婦に対する支援を充実させ、安心して子育てできる環境を整備します。

（７）子育て世帯の経済負担の軽減・こどもの貧困対策

- ・疾病の早期発見・治療を進めるとともに、子育て世帯の経済的な負担軽減などを図るため、子ども医療費給付事業及びひとり親家庭等医療費給付事業においては、町独自の助成拡大を継続します。
- ・平成 29 年度から開始した子どもの居場所づくり推進事業（風の子めむろ）を継続し、放課後の第 3 の居場所として、貧困を含むさまざまな課題を抱えるこどもの早期発見・早期対応を図ります。
- ・不妊治療については、継続した治療を行う場合は多くの費用がかかるため、こどもをうみ、育てたいと願う方々の経済的な負担を軽減し、不妊治療に取り組めるよう助成を継続するとともに、助成拡大を検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①育児が楽しいと感じる親の割合	乳幼児健診アンケート	88.1% (R7)	90.0%
②安心して子育てができる環境であると思う町民の割合	住民意識調査	87.8% (R7)	85.0%以上
③育児・家事に協力してくれる方がいる割合	乳幼児健診アンケート	93.2% (R7)	90.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
妊婦等相談・支援事業 乳幼児健診・相談事業	子育て支援課		実施			
子育て支援センター運営事業	子育て支援課		実施			
こども家庭センター運営事業 児童福祉支援事業	子育て支援課		実施			
発達支援システム推進事業	子育て支援課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・「発達支援システム」による一貫性・継続性のあるサポートの継続

基本目標3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-2 安心して子育てできるまちづくり

3-2-2 子育て環境の充実

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

全国的な傾向同様、本町においても出生数は減少しており、回復は見通せない状況ですが、一方、女性の就業率上昇や国の労働・雇用政策などの社会情勢から共働き世帯は増加傾向にあり、早期復職の希望とともに、特に低年齢児の保育需要が高まっています。

本町の保育施設は、私立の認可保育所や、認定こども園（芽室幼稚園保育部分）、小規模保育事業所のほか、町が2か所の保育所を運営し、多様な保育ニーズに応じた選択肢の提供を行っていますが、全国的な状況同様、保育人材の確保が課題となっています。

また、放課後児童対策としての居場所づくりについては、町内の子どもセンター、児童館、児童クラブにおいて、多様な家庭の状況に応じてサービスを提供し、居場所を整備してきました。今後も、利用者やニーズを確認しながら、放課後に子どもたちが楽しく安心して過ごすことができる居場所、遊び場づくりを時代に合わせて展開していくことが求められています。

教育基本法にも規定されている幼児期の教育は、心身の成長、発達過程において重要な役割を担っています。保育ニーズの多様化に応じた保育所との連携はもとより、小学校との連携、協力の強化を図ることが必要です。本町における幼児教育施設は、私立の認定こども園と幼稚園があり、近年、発達に支援を要するこどもに早い段階で対応することの重要性が増していることから、私立幼稚園では個に応じた教育を図るため教員の増員が必要とされています。町は、保育施設と同様に幼児教育施設が支援を要するこどものために加配する教諭について、国や北海道の支援を受けられない部分に対し、係る費用の支援を継続する必要があります。

2 施策の方針

こどもの健やかな心身の成長を促すとともに、教育・保育相互のこどもの情報の連携、保護者への教育情報の円滑な提供を促進します。

対象	こども、保護者
意図	こどもの健やかな心身の成長 教育・保育相互の連携が進み、保護者への教育情報の提供がスムーズになされる
結果	保護者が安心してこどもを預けることができる

3 施策の主な内容

(1) 町内保育事業の充実

・保育所の運営においては、めむろかしわ保育園・めむろてつなん保育所や、家庭保育園トムテのいえは民間法人が、ひだまり保育所・上美生保育所は町がそれぞれ運営しています。さらに、認定こども園芽室幼稚園においても保育を必要とするこどもを受け入れています。いずれの施設についても、芽室のこどもたちの保育に責任を果たすのは町であることに変わりはなく、今後も引き続き運営事業者と町が十分な連携を保ちながら、一時預かり事業やこども誰でも通園制度など、保護者ニーズを十分に確認・検証し、保育需要に応じていきます。

・法人施設の改修支援など保育環境の整備充実に取り組みます。

・保育所の待機児童数ゼロを継続し、安心してこどもを預けられる体制を維持します。

・病児保育の町内整備は継続検討とし、病児保育利用料の助成・病後児保育の町内実施により、子育てと仕事を両立しやすい環境を推進します。

(2) 保育士の確保

全国的な保育士不足は十勝管内においても例外ではなく、将来にわたる安定的な保育提供のため、保育を実施する責任がある町として、町立保育所においては待機児童対策を含めた人員確保を進め、民間法人に対しては、国と連携した保育士の処遇改善策を行います。

また、町独自支援策として、潜在保育士の掘り起こしなどを目的とした保育士合同就職説明会の開催や、官民の保育士が参加し、保育の質の向上を目的とした保育士合同研修会の実施、民間法人における保育人材の安定的な確保を支援する保育人材確保対策事業費補助金の交付と効果検証を実施することなど、町全体として保育人材の確保・育成・定着に取り組めます。

(3) 子どもセンターなどの安定的な運営

芽室小学校区の「めむろ子どもセンター」、芽室西小学校区の「めむろ西子どもセンター」では、児童クラブ及び児童館の2つの機能を併設するとともに、芽室南小学校区には「みなみっ子児童館」を開設し、多様な家庭のニーズに応じたこどもの居場所づくりを継続します。

また、民間の児童クラブの安定的な運営を支援することで保護者が様々な地域資源を幅広く活用できる情勢を図ってまいります。加えて、直営の子どもセンターにおいては職員確保の難しさなど運営上の課題も解消されておらず、その運営手法や体制については定期的なニーズ調査、状況に応じた見直し・検討を行いながら、安定的な運営に繋がるよう努めます。

(4) 保育施設利用者の負担軽減

令和元年度より幼児教育・保育無償化が開始され、幼稚園・保育所などに通う3歳から5歳児の利用者負担額が無償化されたほか、町独自で副食費の助成を継続し、子育て世帯の経済負担軽減を図ります。

また、保育施設における使用済み紙おむつの処理費用を助成することで、衛生面の配慮とともに保護者の持ち帰り負担の軽減を図ります。

(5) 幼稚園・保育所に対する教育情報の提供及び加算職員の配置支援

幼児教育を取り巻く環境の変化に対応し、個に応じた教育の専門性を高めるため、研修機会の充実を図ります。

また、個別に支援が必要と判断したこどものための加配職員配置が速やかに行われるよう、配置に係る経費の支援を継続します。

(6) 小学校との連携推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携の強化を継続し、保護者への小学校教育情報の提供、小学校教育への指導の円滑な移行など、教育への接続性を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
① 保育所の保育サービスに満足している保護者の割合	保護者アンケート	95.6% (R7)	90.0%以上
② 保育所待機児童数	実績数	0人/年 (R7)	0人/年
③ 安心して子育てができる環境であると思う町民の割合	住民意識調査	87.8% (R7)	85.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
待機児童を出さない保育体制の維持	子育て支援課		実施			

安定した保育の提供	子育て支援課		実施				
保育人材の確保	子育て支援課		実施				
放課後児童対策の充実	子育て支援課		実施				
加配職員配置支援の継続	子育て支援課		実施				

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・ 保育所待機児童ゼロの継続と、保育人材を確保し、さまざまな保育ニーズに対応し、安心してこどもを預けられる体制の維持

基本目標 3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり

3-1-1 生涯を通じた健康づくり

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

国では、令和6年度から令和17年度を計画期間とする「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」を推進しており、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組の推進を基本的な方向として示しています。

本町では、保健事業などに関する計画として「芽室町総合保健医療福祉計画」を上位計画とした「芽室町健康づくり計画（第5期）」をはじめ、「芽室町データヘルス計画（第3期）」や「芽室町食育推進計画」を策定し、妊婦や乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりの推進、若い世代からの生活習慣病の発症予防・重症化予防等に取り組んでいます。

本町における健康課題として、肥満や血糖の有所見者の割合が高い状態であり、特に国民健康保険加入者の働き盛り世代（35歳～64歳）における生活習慣病リスクが高い状況にあります。こうした生活習慣病は、脳血管疾患や心疾患などの重篤な疾患につながるだけでなく、要介護状態の原因となることも多く、令和5年度における本町の介護保険第1号保険者の有病状況では、糖尿病が27.5%であり、十勝管内・道・国と比較しても高い状況です。

これからの長寿社会を地域とつながりをもって健やかで心豊かに生活できるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、集団や個人の特性を踏まえながら、健康に関心が薄い方（健康に関心を向ける時間のとりにくい方）を含む幅広い世代へのアプローチや、多様な担い手との連携による、より実効性のある取組が求められています。

2 施策の方針

ライフステージに応じた健康づくりを推進し、若い世代からの生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組むとともに、健診・保健指導の充実により、疾病の早期発見・早期治療につなげます。また、健康に関心が薄い方を含む幅広い世代に健康情報が届くよう伝達方法を工夫し、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。

対象	町民
意図	・若い世代からの生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組む ・町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む
結果	住み慣れた地域で自分らしく、生き生きと健やかに暮らすことができる。

3 施策の主な内容

（1）健康づくりに向けた体制整備

- ・妊婦や乳幼児をはじめ、青壮年期・高齢期に応じた健康づくりを推進するため、各ライフステージに応じた健康診査や予防接種の実施、健康情報の提供や相談・助言の充実を図ります。
- ・デジタル技術（健康アプリ）を活用した健康ポイント制度の運営や出前健康講座の充実により、町民の主体的な健康づくりを推進するとともに、広報誌・SNS・公式LINEなど多様な媒体を活用した情報発信により、健康に関心が薄い方を含む幅広い世代に健康情報が届き、日常生活に活かせるよう伝達方法を工夫します。

- ・保健・医療・介護・福祉などの関係機関との連携体制を充実し、包括的な支援体制の強化を図ります。
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ・若年層から高齢者まで、ライフステージに応じた切れ目のない生活習慣病予防体制を構築します。特に、若年層への早期介入と、働き盛り世代への重点的なアプローチを継続するとともに、高齢者のフレイル予防・重症化予防に向けた取り組みを強化します。
- (3) 特定健診・早期発見・早期支援の推進
- ・国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者を対象とした特定健診の受診勧奨・PRに取り組み、受診率の向上を図ります。あわせて、健診結果を活用した保健指導を充実させ、生活習慣の改善や医療機関への適切なつなぎを行うことで、疾病の早期発見・早期支援につなげます。
 - ・特に、本町において肥満や血糖の有所見者の割合が高い状況を踏まえ、メタボリックシンドロームの予防・改善に向けた重点的なアプローチを行うとともに、治療中断者への支援など、重症化予防対策を継続します。
- (4) 栄養・食生活と身体活動・運動の一体的推進
- ・肥満や血糖の有所見者が多い状況を踏まえ、一人ひとりが自身の健康と食生活の関係を正しく理解し、よりよい食習慣を身につけられるよう、関係機関と連携した栄養相談・食育の推進に取り組みます。
 - ・身体活動・運動については、日常生活における歩数の増加や運動習慣者の増加を目指し、健康アプリを活用した歩数管理や健康ポイント制度により、幅広い世代が無理なく身体活動を継続できる仕組みづくりを推進します。また、地域で気軽に運動できる環境整備を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①日頃から健康的な生活習慣を身につけている方だと思う町民の割合	住民意識調査	63.5% (R7)	70.0%
②健康相談実施件数	健康相談実績	562 (R6)	600
③国保特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者の割合	健診結果	19.4% (R6)	19.0%
④国保特定健診受診者のうちHbA1c6.5%以上の割合	健診結果	9.3% (R6)	8.4%

5 施策に係る取組（主要な事業など）→ライフステージごとに書いてみる

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
特定健康診査・特定保健指導	健康福祉課		実施			
各種がん検診事業	健康福祉課		実施			
成人健康教育相談事業	健康福祉課		実施			
児童生徒健康教育・健康相談	子育て支援課		実施			
健康ポイント制度運営事業	健康福祉課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

生涯を通じた生活習慣病予防体制の充実

デジタル技術を活用した主体的な健康づくりの推進

地域全体で健康を支え合う環境づくりの推進

基本目標３ 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

政策３－３ 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

３－３－３ 障がい者の自立支援と社会参加の促進

主管課 健康福祉課

１ 現状と課題

国は、地域社会における共生の実現にむけた障がい福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」（平成２５年４月）を令和６年度改正し、就労選択支援の創設や地域生活支援拠点の整備、精神障がい者の地域生活を見据えた相談支援の充実など、地域社会における共生の実現に向けた施策を推進しています。また、障害者雇用促進法の改正などにより、障がいのある方の一般就労や社会参加を促進する制度展開が進められています。

本町では、平成２１年度に制定した「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」に基づき「芽室町障がい者福祉計画」を策定し、「早期発見及び早期支援」「就労支援」「生活支援」「支援を広げるための施策」を基本に取組を進めてきました。これまで、子どもが普段通う場所での支援充実や、民間委託による多様な相談ニーズへの対応強化、就労訓練の場の確保など、自立に向けた支援を展開してきました。

今後は、障がいのある方やそのご家族の高齢化、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けられるための相談支援体制の強化や、社会資源のネットワーク確立が必要です。また、早期からの切れ目ない支援体制の整備も引き続き求められています。

さらには、多様な就労や社会参加の場を拡充するとともに、障がいに対する地域の理解を深め、障がいのある方にとっても暮らしやすい町づくりを進めるため、障がいの有無に関わらず、地域全体が支え合える風土の醸成を進めることが重要となっています。

２ 施策の方針

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援体制の強化を図ります。あわせて、障がいに対する正しい理解の普及啓発と支援体制の整備により、積極的な社会参加を促進し、障がいのある方にとっても暮らしやすい環境づくりを進めます。

対象	障がい者・児
意図	社会参加を促す
結果	安心と生きがいを持って生活できる

３ 施策の主な内容

（１）早期発見及び早期支援

- ・発達支援や医療的ケアを必要とする子どもへの専門的な支援体制から、ライフステージに応じた切れ目のない支援の整備・充実を図ります。
- ・発達に応じた適切な教育や支援を受けることができるよう、関係機関が連携し、一人ひとりに応じた将来を見通した連続性のある支援を進めます。

（２）生活支援の充実

- ・多様化するニーズを的確に把握し、サービスの充実を図るとともに、相談窓口の周知と相談支援体制の強化を推進します。
- ・障がいのある方の重度化や家族の高齢化、「親亡き後」を見据えた、将来の生活環境づくりや、緊急時の支援体制の整備など、地域で自立した生活を支える体制強化を進めます。
- ・判断能力が十分でない方を守るための成年後見制度の利用支援を行います。

- ・健康管理の重要性の普及啓発や検診の受診勧奨、及び、健診が受けやすい環境づくりに努めます。

(3) 就労支援体制の強化

- ・職場実習の機会を確保することにより、障がいのある人の就労意欲の向上を図ります。
- ・福祉的就労事業所の事業安定や事業拡大の支援を行います。
- ・NPO法人などと連携し、一般就労への定着促進を図るとともに、障がい者雇用に対する企業などの理解促進を図ります。
- ・ハローワークや企業、NPO法人等の関係機関と連携し、就労意欲の向上から一般就労への定着まで、一貫した就労支援体制を構築します。
- ・就労を希望する方一人ひとりに応じた、福祉的就労から一般就労までの多様な選択肢とプロセスの充実を図ります。
- ・本町の基幹産業を生かした農業と福祉の連携（農福連携）など、多様な就労・社会参加の場を拡充し、障がいのある方の自立を促進します。

(4) 支援を広げるための施策の充実

- ・広報誌やイベントなどを積極的に活用し、障がいの特性や必要な配慮に対する町民の理解促進を図り、障がいのある方にとっても暮らしやすい町づくりを推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (R12)
①障がい者にとって暮らしやすいまちだと思ふ町民の割合	住民意識調査	70.4% (R7)	88.0%
②就労支援事業所から一般就労した方的人数 (R9～R12累計)	健康福祉課調べ	11人 (R5～R8)	12人
③相談件数	健康福祉課調べ		

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	R9	R10	R11	R12
就労支援体制の充実（一般就労定着支援の促進）	健康福祉課		実施			
障がい福祉サービス・地域生活支援事業の充実	健康福祉課		実施			
相談支援体制の充実	健康福祉課		実施			
グループホームなどの住まいを含めた生活支援体制の整備	健康福祉課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

官民協働で課題解決に取り組む体制の確立

一人ひとりの希望や適性に合った多様な就労形態や相談先の充実

障がいに対する正しい理解と住民意識の醸成

基本目標 3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-3 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現

3-3-1 互いに認め合い支え合う地域共生社会の形成

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

全国的に少子高齢化や人口減少が急速に進行し、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、地域社会における人と人とのつながりや連帯感は希薄化しつつあります。それに伴い、社会的孤立や孤独、家庭内は介護・子育て、経済的な困窮など複数の課題が重なって生じたりするなど、住民が抱える生活課題はますます複雑化・複合化しています。

また、社会構造の変化に伴い、性別や国籍、障がいの有無など、背景や状況の違いにより配慮が求められる場面も増えており、互いの違いを認め合い尊重し合う意識の醸成が求められています。これまでのような高齢・障がい・子どもといった制度や分野ごとの「縦割り」の支援や、「支え手」「受け手」という固定化された関係性だけでは、こうした多様な課題に十分に対応することが困難になっています。

こうした背景から、国においては、属性や世代を問わず、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた動きを加速させています。社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行い、包括的な支援体制を構築することが推進されています。さらに、令和5年施行の「こども基本法」や令和6年施行の「孤独・孤立対策推進法」など、特定の枠組みにとらわれず、社会全体で誰一人取り残さないための法整備が進められています。

今後は、こうした時代の変化に合わせた多様な主体が参画できる新たな地域活動の仕組みづくりや、支援の声を上げづらいうへ寄り添うアウトリーチ（積極的な働きかけ）を強化するなど、よりきめ細やかな支援体制へと進化させていく時期を迎えています。

これまでの取組を確かな土台としながら、さらに複雑化する課題に対して分野横断的かつ重層的に支援を行う体制を地域に定着させることが重要です。そして、住民一人ひとりが地域社会の中で何らかの役割を持ち、互いに助け・支え合う社会の実現を目指し、新たに「第6期茅室町地域福祉計画」を策定し、多様な主体が参画できる支え合いの仕組みづくりと、地域共生社会に向けた取組をより一層強力に推進していく必要があります。

2 施策の方針

年代や世代、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、多様性を認め合い「誰一人取り残さない」包括的な支援体制を地域全体で構築します。住民同士が日常的に支え合い、誰もが地域社会のなかで役割を持ち、その人らしく活躍できる場を創出することで、「支える・支えられるの垣根をなくす地域へ」の実現を目指します。

対象	町民
意図	住民同士で支え合う体制を作る 人権を守り、人権侵害（擁護）への意識を高める
結果	誰もが個々を認め、支え合うことができる社会の形成及び人権を尊重し合う社会を築くことにより、地域で安心した生活を送ることができる

3 施策の主な内容

(1) 地域における支え合い活動の推進

・地域活動の担い手不足に対応するため、幅広い世代がボランティア活動に気軽に参加できる機会の充実や、参加意欲を育てる環境づくりを進めます。また、民生委員児童委員のなり手不足については、その活動内容を広く周知することで、住民の皆様に民生委員活動への興味と理解を深めてもらう取組

を進めます。あわせて、地域全体で、その必要性の共通理解を図るとともに、ICTの活用なども検討し活動の負担軽減に向けた支援に取り組みます。

- ・ライフスタイルの変化を踏まえ、身近な地域において、誰もが主体的に参加でき、コミュニケーションを交わすことができる多様な居場所づくりを推進します。さらに、住民同士のちょっとした困りごとを助け合うような、日常的な支え合い活動を地域に広げ、「お互い様」の精神で無理なく支え合える関係性を築きます。

- ・経済的困窮や社会的孤立など、複合的な課題を抱える方を早期に把握するため、アウトリーチを含めた相談支援を進めます。あわせて、地域の見守りやつながりづくりを通じて、孤独・孤立を防ぐ地域づくりを進めます。

(2) 地域における包括的な支援体制の構築（重層的支援の推進）

- ・複合的な課題を抱える世帯に対し、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった属性や世代を問わず包括的に受け止める「断らない相談支援」を実施します。

さらに、社会とのつながりを取り戻すための「参加支援」や、地域社会とのマッチングを行うなど、多機関が協働して重層的な支援を行う体制を構築します。

(3) 地域福祉を推進する体制づくり

- ・支援が必要な人を地域で支えていくため、住民一人ひとりをはじめ、NPO、ボランティア団体、民間事業者などの幅広い地域資源と町が連携・協働し、それぞれの特性を発揮できる連携・協働の仕組みづくり（ネットワークづくり）を進めます。

- ・芽室町総合保健医療福祉協議会や芽室町社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域の多様な団体などの関係機関と緊密に連携しながら、より効果的な地域福祉を推進します。

(4) 多様性を尊重し合う社会の形成

- ・性別や国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が日常生活での困難さや生きづらさの軽減が図られ、個人として尊重されるよう、人権教育や啓発活動を推進し、偏見や差別のない地域づくりを進めます。

- ・アイヌの歴史や文化に対する正しい理解を促進し、社会的・経済的に安定した生活が営まれるよう支援を継続します。

(5) 人権意識の醸成と権利擁護体制の充実

- ・誰もが自らの意思が尊重される、地域社会の実現を目指し、地域や学校、各種団体など、あらゆる機会での学習の機会の充実や人権尊重の啓発活動など、意識啓発のための取組を推進します。

- ・成年後見制度の利用促進や、市民後見人の活動支援を継続し、高齢者の権利擁護・支援体制の充実に図ります。

(6) 男女共同参画への意識啓発

- ・「芽室町男女共同参画基本計画」を推進するため、地域や家庭において男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動を継続します。

- ・男女が健康で学び活躍し続けることができ、仕事や家事・育児・介護などが両立できるよう、ワークライフバランスの視点に立ち、男女が共に働き続けられる環境整備に向け、育児休業等の取得や労働条件の配慮など、企業の理解を深めるための啓発活動の推進や企業の取組を支援します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①民生委員や地域等から寄せられた相談件数	相談実績	17 件	40 件
②人権教室の参加延人数	開催実績	1,140	

③住んでいる地域は、住民同士支え合う体制ができていると思う町民の割合	住民意識調査	53.4%	60%
④人権が尊重され、差別や人権侵害がない町だと思う町民の割合	住民意識調査	75.3%	90%
⑤性別に関係なく社会進出（参加）ができる町だと思う町民の割合	住民意識調査	68.9%	90%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
社会福祉協議会活動支援事業	健康福祉課		実施			
民生委員児童委員活動支援事業	健康福祉課		実施			
重層的支援体制整備事業	健康福祉課		実施			
帯広人権擁護委員協議会参画事業	健康福祉課		実施			
男女共同参画への意識啓発	政策推進課		実施			

6 展望計画（2030（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

全ての人がそれぞれの得意分野やライフスタイルに合わせて無理なく社会に参画できる、新しい支え合いの仕組みを構築

基本目標 3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-1 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

3-3-2 高齢者福祉の充実

主管課 高齢者支援課

1 現状と課題

我が国の高齢化は世界に類を見ないスピードで進み、芽室町においても令和7年1月時点、高齢化率は30.6%で、全道の中では179市町村のうち166位（令和7年1月1日現在住民基本台帳人口）に位置していますが、全国と同程度の高齢化率となっています。

芽室町の人口は平成22年をピークに減少していますが、65歳以上の高齢者人口は生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が延びていることから、令和27年まで増加する見込みです。一方で、社会の支え手とされてきた生産年齢人口（15～64歳）は減少し、少子高齢化・人口減少社会に入っています。

また、健康で活動的、心身ともに自立した暮らしを送る高齢者がいる一方、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加が見込まれるとともに、ひとつの世帯の中で課題が複合化するなど暮らしに対するニーズは拡大・多様化していくものと考えられます。

令和8年度に策定した「第10期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」には、高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らすために、お互いに支え合う地域共生社会の実現を基本理念とし、基本目標に地域包括ケアシステムの深化・推進を掲げ、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、高齢者が住み慣れた芽室町で長く暮らしていただくため、生活に関わる幅広い取組について、具体的な目標をもって推進するとあります。

「社会とのつながりが可能な心身の健康維持」、「何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる仕組み」、「高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供」を柱に、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう介護保険事業を健全に運営します。

2 施策の方針

高齢者の健康づくりや社会参加を推進し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう適切なサービスを提供します。

対象	高齢者（65歳以上）
意図	社会参加（介護予防）と心身の健康の維持を推進する 介護が必要になっても住み続けられる環境づくりを推進する 介護サービスの充実と適切な提供
結果	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる

3 施策の主な内容

（1）社会とのつながりが可能な心身の健康維持

- ・健康を維持するためには、社会参加（介護予防）と心身の健康維持（病気の管理など）を一体的に進める必要があることから、この2つの視点をもって事業を実施します。
- ・社会参加の場となる住民主体の通いの場や介護予防事業などを充実し、高齢者へ社会参加の場を提供します。

（2）何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる仕組み

- ・認知症など何らかの理由で介護が必要になっても、今の住まいで暮らしたいという住民のニーズが

ある一方で、就労人口の減少で高齢者の生活に必要な細かな支援を行政や介護保険サービス事業者などが提供するの難しくなることから、高齢者福祉施策の継続だけでなく住民による支え合いを進め、地域包括ケアシステムの一層の深化に取り組み、地域共生社会の実現を目指します。

(3) 高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供

- ・ 町民ニーズを踏まえ、住み慣れた地域で生活できるよう介護基盤を確保します。
- ・ 行政の介護基盤整備だけではなく、介護人材やそれに関係する協力者を増やし、介護保険に関する様々なサービスを充実させ、利用者にとって真に必要なサービスを提供できる体制を目指します。
- ・ 高齢者施設利用者の安心・安定した環境整備を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①高齢者にとって暮らしやすいまちだと思う割合	住民意識調査	70.7% (R7)	75.0%
②やりがいのある趣味や運動、仕事に取り組んでいる高齢者の割合	住民意識調査	70.9% (R7)	72.0%
③芽室町の福祉サービスに満足している高齢者の割合	住民意識調査	78.6% (R7)	80.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
社会とのつながりが可能な心身の健康維持（高齢者体力増進教室開催事業・各種健診・健康教育・相談）	高齢者支援課・健康福祉課		実施			
何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる（生活支援体制整備事業・成年後見推進事業・地域包括支援センター運営事業）	高齢者支援課・健康福祉課		実施			
高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供（支え合いの町づくり人材育成事業）	高齢者支援課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・ 切れ目のない介護予防と社会参加の推進による健康寿命の延伸
- ・ 地域包括ケアシステムの深化による「全世代型」地域共生社会の実現
- ・ 介護人材の持続的確保と介護DXの本格展開

基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

2-1-1 学校教育の充実

主管課 教育推進課

1 現状と課題

今日、我が国の教育現場は、深刻な少子化に伴う人口減少社会の到来に加え、生成AIの急速な普及やグローバル化の進展など、予測困難で激しい社会変化の渦中にあります。全国的には、児童生徒数の減少による学校規模の小規模化が進み、教育活動の多様性確保や教職員の配置が共通の課題となっています。芽室町においても令和7年5月現在、小学校4校（917人）、中学校3校（544人）を設置していますが、全道・管内の傾向と同様に児童生徒数は減少局面を継続しています。こうした背景の中、本町では、社会情勢の変化を教育環境の質的向上を図る好機と捉え、個性や可能性を引き出し、自律して未来を切り拓く力を育む教育を重視し、誰一人取り残さない学びの実現に向けた独自の教育行政を推進しています。

このような中、本町では「郷育・夢育」を基軸に、コミュニティ・スクール（CS）による地域と連携した学校づくりを推進してきました。また、義務教育9年間を一貫した学びと捉える「めむろ未来学」を推進し、探究・提案・発信型の学習を通じて、変化の激しい社会を生き抜く資質・能力の育成を図っています。さらに、全国に先駆けて独自に実践している「30人学級」は、本町の教育における大きな強みです。国が段階的に進める35人学級を下回る少人数編制により、教員が児童生徒一人ひとりと向き合う時間を十分に確保し、加点主義で褒めて伸ばす「プラスの息の教育（プラス思考で考動する生き方を推奨する教育）」を可能にしています。これにより、集団の中での個の埋没を防ぎ、子供たちの自己肯定感を高めるきめ細かな指導体制が構築されています。

ICT教育に関しては、「第2期ICT整備・活用指針」の策定に至るまでの第1期からの取組により、教育環境は飛躍的に進化しました。本町は令和2年度の「GIGAスクール構想」に基づき、1人1台端末と全普通学級に1台ずつの電子黒板、高速大容量の校内ネットワーク整備を早期に完了させ、クラウド環境を基盤としたICTの日常的な学習活用を定着させてきました。これは単なる情報端末の導入ではなく、Society 5.0時代を生き抜くために不可欠な資質・能力である「情報活用能力」を育むための基盤整備であり、現在では端末を「文房具」として使いこなし、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる段階へと移行しています。

しかし、本町が解決すべき課題も明確になっています。まず、ICT活用において、これまでの「活用頻度の確保」という量的段階から、いかに「主体的・対話的で深い学び」の質を向上させ、学習効果を最大化させるかという授業改善の深化が求められています。また、全国的に不登校児童生徒や特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中、本町においても、ICTを活用した遠隔学習支援やアセスメントに基づく合理的配慮の提供など、多様な学びのニーズに応えるための組織的な支援体制の再構築が急務です。

加えて、教育環境の持続可能性も大きな課題です。児童生徒数の減少を見据えた適正な学校配置計画の推進とともに、老朽化が進む学校施設や給食センター、教職員住宅の計画的な整備・改修を、財政状況を踏まえつつ進める必要があります。さらに、質の高い教育を維持するためには、教職員の働き方改革を一層加速させ、デジタル技術を活用した業務効率化（校務DX）を推進することで、教職員が子供一人ひとりと向き合い、専門性を磨くための時間と精神的なゆとりを確保することが不可欠です。本町は、これまでの「郷育・夢育」と「30人学級」という盤石な教育基盤に最新のICT技術を高度に融合させることで、未来の創り手となる子供たちの可能性を最大限に引き出す教育環境の実現を目指します。

2 施策の方針

社会情勢が劇的に変化する中、国が進める次期学習指導要領の動向を捉え、「資質・能力」の三つの柱を基盤としつつ、子供たちが自ら問いを立て、他者と協働して新たな価値を創造する能力の育成を目指します。本町独自の「郷育・夢育」を軸に、生成AI等の先端技術を適切に使いこなす高度な情報活用能力を育むとともに、誰一人取り残さない「個別最適な学びと協働的な学び」を一体的に推進し、持続

可能な社会の創り手として自立できる人材を育成します。

対象	児童生徒
意図	確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を身に付ける
結果	社会に出たときに自立できる児童生徒

3 施策の主な内容

(1) 確かな学力と社会の変化に対応する力の育成

- ・学習指導要領の趣旨を生かした教育の推進、ICTを有効活用した教育の推進、町の基幹産業である農業や歴史、文化など郷土に根ざした特色ある教育活動やSTEAM教育、キャリア教育及びSDGsに関する取組を推進します。
- ・小中学校全学年の30人学級編成実施の推進や習熟度に応じた指導などによるきめ細かで質の高い学びの実現を目指します。また、全国学力・学習状況調査や学校評価の実施などを通して検証改善サイクルを機能させるなど、学習効果の最大化を図るため、各学校におけるカリキュラムマネジメントの確立に努めます。
- ・小学校における外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備のため、外国語指導助手(ALT)の配置のほか、教員の研修の機会の確保に努めます。
- ・幼保・小の円滑な接続を図る「スタートカリキュラム」の実施、及び9年間を見通した探究・提案・発信型の未来志向の学びである「めむろ未来学」の実施を通じ、学びの連続性や社会的自立に視点を当てた小中連携・一貫教育を推進します。

(2) 規範意識や思いやりの心など豊かな心の育成

- ・学校の教育活動全体を通して、生命の尊さや思いやりの心、規範意識などについて考えを深めるとともに、「考え、議論する道徳」や情操教育の充実に努めます。
- ・主権者教育、人権教育、情報モラル教育、環境教育などの推進とともに、体験活動や文化芸術体験の充実に努めます。
- ・いじめの未然防止や早期解消に向け、組織的な対応を強化するとともに、いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒や保護者、指導に当たる教員に対して、スクールライフアドバイザーや教育支援センター指導員を活用した助言・相談などの教育相談の充実に努めます。
- ・関係機関と連携し、組織的かつ計画的に不登校支援を実施する不登校支援システムの推進により、登校に困難を抱える児童生徒への多様な学びの保障に努めます。

(3) 健やかな体の育成と健康・防災教育の推進

- ・学校給食を活用した食に関する正しい知識や望ましい食習慣の指導などの健康教育を推進し、食育指導体制の充実に努めます。また、学校給食の提供を基本とし、食物アレルギーなどに対する代替食の提供など、児童生徒の健やかな成長や発達を支援します。
- ・「めむろまるごと給食」は、地元産食材を活用し、食を支える本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全・安心を学び、地元産食材の魅力を知ること、食を支える人への感謝と地元への愛着を育む食育・食農教育として継続して実施します。
- ・全国・全道大会出場助成やスポーツ機会の充実による体力向上方策の推進を図ります。
- ・災害の予防の知識向上及び地震時などにおける避難の実践活動の習得など、防災教育や安全教育を推進します。

(4) 特別なニーズに対応した教育の推進

- ・特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、より一層きめ細かな対応に資するため、教育活動指導助手や学校支援員を学校に適正に配置し、特別支援教育の充実に努めます。
- ・幼稚園・保育所と小学校の間での児童個々の就学指導に有効な情報提供・意見交換を目的としたカンファレンスの実施や、就学などの各種相談体制及び関係機関との連携を強化するため、「地域コー

ディネーターを複数配置」するなど、発達支援システムを推進します。また、「特別支援学級担任を支えるシステム」の取組として、教育ソフト「リタリコ」の活用や年2回の巡回相談を実施し、担任への支援体制を強化します。

(5) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・保護者及び地域住民などの学校運営への参画の促進及び連携強化を進め、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進します。また、社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールを基盤として、食農教育をはじめとする「めむろ未来学」を推進します。
- ・上美生小・中学校では地域との連携を図りながら山村留学制度を継続して推進します。

(6) 教育の機会均等などの学びのセーフティネットの構築

- ・就学援助、私立高校生授業料補助、大学等奨学金など、教育費用の負担軽減を図るため、各学校段階に応じた就学支援を推進します。
- ・「人口減少克服・地方創生」の視点から、定住促進策として大学等奨学金償還支援助成金制度を継続します。

(7) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

- ・学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たすため、学校施設等長寿命化や多様なニーズに対応するための整備を推進します。また、老朽化が進む給食センターの施設や設備は、年次計画に基づき計画的な整備に努めます。
- ・学校図書館の充実や時代に応じた教材備品などの整備を図ります。
- ・G I G Aスクール構想の実現に向け、「芽室町教育委員会 第2期 I C T 整備・活用指針」に基づき、情報活用能力を言語能力や問題発見・解決能力と同様に「学習の基礎基盤となる資質・能力」と位置付け、I C Tを活用した個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、ハード・ソフト・人材を一体としたI C T環境整備に努めます。
- ・タブレットや電子黒板、及びプログラミング的思考の育成を図る学習教材やA Iドリルを活用し、児童生徒一人ひとりの能力や適性に応じた個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するための授業改善を推進します。
- ・I C Tを活用した教育のさらなる進展、登校に困難を抱える児童生徒の増加など、多様な学びの充実が求められる中、学校以外での自己学習の場や学力向上を補完できる課外学習環境の整備に努めます。
- ・教員は事前に生成A Iに係る適切な研修を受講し、教育活動で生成A Iを活用する目的や留意点等について理解した上で、児童生徒の教育活動の更なる充実、校務D Xを通じた業務の効率化や質の向上を目的に、生成A Iの適切かつ効果的な利用に努めます。
- ・遠距離児童生徒の通学手段であるスクールバスの安定的な運行体制の確立に努めます。
- ・児童生徒の教育に直接携わる教員は、子どもたちや保護者の信託に応え、責任ある教育活動を展開しなければならないことから、教育の専門家としての資質・能力の向上を図るための研修・研鑽の機会の確保に努めます。また、教職員の働き方を推進するため在校等時間の把握を継続し、校務支援システムの導入などの整備に努めます。
- ・教職員住宅の在り方を検証し、老朽化した教職員住宅の整備・解体など、教職員の福利厚生の実現を図ります。
- ・保護者の意見などを踏まえ、学校選択を認める特定地域選択制度を継続する小中学校配置計画を推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (2030／R12)
①「授業の内容がわかる」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	80.5% (R7)	80.0%
②「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	92.3% (R7)	90.0%
③「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	79.7% (R7)	90.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
30 人学級の実施や特別支援教育の充実	教育推進課		実施			
外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備	教育推進課		実施			
学校図書館の充実や学校 I C T 環境などの整備	教育推進課		実施			
発達支援システムの推進や不登校支援システムの構築	教育推進課		実施			
安全・安心で美味しい学校給食提供のための設備更新及び体制の充実	教育推進課		実施			
学校施設の長寿命化、防災機能強化の推進	教育推進課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・ I C T と少人数学級編制による個別最適な学びを推進
- ・ 地域と連携した学校づくりを推進
- ・ 学びのセーフティネットによる教育の機会均等を支援

基本目標２ 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

2-1-2 社会教育の推進

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

本町では、町民が充実した生涯を過ごすため、自らの意思により学習活動に取り組むことをとおし、人と人とがつながり、ふれあいながら個々がウェルビーイングな状況になることにより、町全体が活力に満ちていくことを目指しています。そのためには、町民一人ひとりの学習意欲に対応できる環境の整備が重要であり、「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができるよう、学びのきっかけづくりに取り組んできました。

中央公民館や図書館などの社会教育施設は、町民の学習活動の拠点施設として、町民のニーズを把握しながら各種教室・講座などの実施や施設・設備等環境面での充実を図っています。

近年は少子高齢化や就労する高齢者の増加、デジタル社会の浸透・拡大、SNSなどの情報発信が多岐にわたり、社会情勢がめまぐるしく変化しており住民ニーズも多様化しています。また、各社会教育施設において長寿命化等の施設維持を進めておりますが、老朽化が進んでいる施設もあり、計画的な修繕等が必要となっています。

幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多くの資質や能力を身につける大切な準備期間であります。そのため、コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の実践・充実を図るとともに、青少年にとってより多くの体験活動の場の提供が必要となります。

また、中・高生が将来、社会で活躍できる人材として自分で考え行動する力を身に付けられるよう、学生の立場から地域に積極的に入り地域課題に向き合う探究心を育む場の提供も必要となります。

充実した生活を送るためには、ワーク・ライフ・バランスが大切とされており、私生活においても一人ひとりが自発的に学ぶことに意欲をもって取り組み、学ぶ喜びを感じることで、生涯を豊かに過ごすことができます。そのため、各種教室・講座の開催や情報の提供だけでなく、主体的な学習活動を支援し、自ら学んだ喜びや達成感を得られるような支援が必要となります。

少子高齢化・人口減少が急速に進むなか、高齢者が生涯健康で生きがいをもって生活することが、地域社会の充実につながると考えられます。学習機会の提供である「めむろ柏樹学園」は開設から50年近くを経過し、対象となる高齢者が増加していくなか、入園者数は減少傾向から、近年、現状を維持している状況にありますが、就労する高齢者の増加や交通手段の確保などの多くの課題があり、それらに対応した学習活動への支援や健康づくりに向けた取組が必要となります。

2 施策の方針

学習機会や場の提供など学習環境の充実を図るとともに、自発的な取組への支援を図ります。

対象	町民
意図	「いつでも」「どこでも」「だれでも」が学ぶことができる学習環境を整備する
結果	町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組み、人と人とがふれあい、心豊かに充実した生涯を過ごせるまちづくり

3 施策の主な内容

(1) 青少年の基本的な生活習慣の定着と体験学習の場の充実

- ・一人ひとりが学ぶ喜びや達成感を得ることができるよう、また、豊かな心の醸成を目指し、各種体験活動などの充実を図り、子どもの主体的な学習や活動を支援します
- ・国内外への派遣研修の充実や各種リーダー養成研修会など、青少年の資質向上に努めます。

- ・青少年健全育成協議会が推進する3つの心運動(挨拶・親切・美化)や「早寝・早起き・朝ごはん」の推進により、基本的な生活習慣の定着を図ります。
- ・乳幼児期や児童・生徒の読書習慣に効果的なブックスタートや朝読書、団体貸出、移動文庫など通し、子どもの読書活動の推進を図るとともに電子図書の充実²に努め、読書活動を推進します。
- ・将来、社会で活躍できる人材育成や地域コミュニティの活性化、郷土愛の醸成を図るため、芽室ジモト大学事業をはじめ、関係機関・団体とともに、地域と連携した取組みを積極的に実施します。

(2) 地域学校協働活動の推進

- ・コミュニティ・スクールの活動において、地域と学校が連携し子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の充実を図り、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を目指します。
- ・町民それぞれがもつ知識や技術を地域社会に還元いただく機会として、地域学校協働活動への参画を推進し、地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化に繋がります。

(3) 学習支援体制の充実

- ・町民が自発的に学習活動に取り組むきっかけづくりを支援するために、さまざまな施設での教室・講座やグループでの取組など、学習情報の提供や環境整備に努めます。

(4) 高齢者の学習機会の充実による社会参加の促進

- ・高齢者の学習活動機会である「めむろ柏樹学園」は、カリキュラム内容やクラブ活動の充実を図りながら学園生の維持・拡大を目指します。
- ・高齢者がこれまで培った知識、技能を生かし、指導や伝達などを通じて子どもたちと交流を図るなど社会参加・社会奉仕活動を進め、生きがい・やりがいにつなげます。

(5) 社会教育施設の機能の充実

- ・中央公民館や図書館、ふるさと歴史館は学習活動の拠点として、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。
- ・図書館に導入した電子書籍については、年次計画に基づく計画的な購入を進めます。

(6) 社会教育関係団体の支援

P T Aや青少年健全育成協議会など関係団体をはじめ、子ども会や家庭教育学級などの活動について、自主的な社会教育活動が行えるよう支援します。

(7) 社会教育推進中期計画の推進

町民一人ひとりが自ら進んで学習に取り組み、心豊かで輝き続ける地域づくりを目指し、「教育大綱」を基軸とした「社会教育推進中期計画」に基づき、社会教育施策の計画的な推進を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①児童生徒の社会教育事業への参加者数	生涯学習課調べ	457 人 (R6)	500 人
②生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	町民意識調査	80.2% (R7)	83.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
少年教育活動運営事業の充実	生涯学習課		実施			
芽室ジモト大学の推進	生涯学習課		実施			

コミュニティ・スクール 地域学校協働活動の実施	生涯学習課		実施				
社会教育施設の機能充実	生涯学習課		実施				
高齢者の学習機会の充実と社会 参加（ボランティア）の充実	生涯学習課		実施				
子どもの読書活動の推進	生涯学習課 教育推進課		実施				

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・社会教育関係団体への伴走支援
- ・社会教育施設の維持、管理

基本目標２ 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

2-2-1 地域文化の振興

主管課 生涯学習課

文化・芸術活動の推進は、人々の創造性や感性を育み心豊かに暮らすため、また、特に青少年の豊かな創造性や情操を育むうえで重要な取組です。

このため、町民の自主的活動の推進を図るとともに、優れた作品や活動に触れる「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会の提供は重要な役割を果たしています。

本町では、文化協会加盟団体や各種サークルなどが、中央公民館などの社会教育施設等を利用して、文化活動を実践しています。

また、町民の創作活動の発表の場でもある町民文化展の開催、町民と行政の協働による芸術鑑賞事業や親子芸術鑑賞会開催への支援を行い、町民が芸術に触れる機会を提供しています。

少子高齢化や活動の多様化により、文化活動の中心を担っている文化協会や町民の手で生み出された郷土芸能メムオロ太鼓保存会は会員数の減少、後継者の確保などが大きな課題となっており、それらに対する支援が必要となっています。

文化活動に対するニーズが多様化していることから、個々の活動のサークル化への働きかけや文化・芸術サークルの把握、活動支援、町民に対する情報提供等を実施し、**文化・芸術活動の発展を推進します。**

町民の共通の財産ともいえる文化財は、生活用具や農機具、町内で発見された埋蔵文化財等をふるさと歴史館で保存・展示管理しています。町内には町民が保有する歴史資料などが潜在的に数多存在する可能性があり、その実態は把握しきれず、世代交代が進むなかで、それらの貴重な資料が失われていく恐れがあります。

ふるさと歴史館は、郷土の歴史を示す資料の保存・展示を行い、特に青少年が、ふるさと芽室を学ぶ貴重な施設となっていることから、今後も先人たちのあゆみや努力を後世に伝えていくためにも、資料の収集・保存、郷土学習の充実を図る必要があります。

2 施策の方針

地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集・活用を進めます。

対象	町民
意図	文化・芸術を身近に感じさせる地域づくり
結果	心豊かに暮らせるまち

3 施策の主な内容

(1) 文化芸術鑑賞機会の提供

- ・町民の参画による文化芸術鑑賞会を開催するとともに幼児の情操教育のために親子芸術鑑賞会開催を支援します。
- ・町民の創作活動の発表の場である町民文化展の充実を図ります。また、町民文芸誌の発行を支援します。
- ・優れた作品や活動に触れる「一流を見て、聴いて、学ぶ」事業を引き続き実施します。

(2) 文化活動団体、サークルなどの活動支援

- ・文化協会加盟団体やサークル活動の場として中央公民館など社会教育施設の使用を促進し、ニーズにあわせた施設整備を進めます。また、文化協会などの団体活動に対し支援を行います。
- ・公民館講座受講生や個人活動のサークル化を促進し、さまざまな文化活動の情報提供に努め、文化活動をはじめるきっかけづくりや、文化活動に対するニーズの多様化に対応します。

- ・郷土芸能メムオロ太鼓保存会の活動支援を行います。

(3) 文化財の調査・保護の推進

- ・町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護を行います。
- ・町民などが保有している貴重な郷土資料などの所在調査、確認を行います。

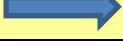
(4) ふるさと歴史館の活用促進

郷土資料館としての機能（資料の収集、保管・展示、調査・研究、学習機会での活用）の充実を図ります。新たな資料の収集や調査研究の成果に基づき展示のリニューアルを行うなど、郷土愛を育む学習への活用を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	80.3% (R7)	80.0%
②文化活動への参加者数	生涯学習課調べ	1,562人 (R6)	1,500人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
芸術鑑賞会等開催事業 「一流を見て、聴いて、学ぶ」	生涯学習課		実施			
文化団体・サークルなどへの支援	生涯学習課		実施			
ふるさと歴史館の展示改修・活用	生涯学習課		検討	実施		
町指定天然記念物 芽室公園の『柏』の保全	生涯学習課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・文化団体、活動サークルに対する支援
- ・歴史館の機能充実と利活用の促進
- ・社会教育施設の維持、管理

基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

2-2-2 スポーツしやすい環境づくり

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

本町では、町民の健康増進と皆スポーツを目指し、各種スポーツ教室の開催、ゲートボールによる国内外の交流の推進、体育会の運営と所属する団体やスポーツ少年団に対する支援体制を整備するなど、スポーツの普及と健康増進を図りながら町民相互の交流を深めてきました。

町内の社会体育施設は、**温水プールやトレーニングセンターの建替えをはじめ**、指定管理者制度による効率的かつ適正な管理を推進していますが、今後も「公共施設等総合管理計画」を基本に「社会教育推進中期計画」、「社会体育施設再整備構想」などにに基づき、施設の更新や維持管理を行います。

また、**メムロスキー場については、十勝の中心的なスキー場、ファミリーゲレンデとして、町内外から多くのスキーヤー、スノーボーダーに利用されてきましたが、リフトやロッジ、圧雪車等の作業機械の老朽化や気象条件、スキー人口の減少など、スキー場を取り巻く環境の変化への対応が求められています。**

スポーツ推進委員には、スポーツの実技指導や助言、スポーツ行事やスポーツ健康ウィーク、部活動地域展開などの各種事業の実施などに際し協力を求めるなど、町のスポーツ振興のため、より密接な連携を図ることが期待されています。

発祥の地であるゲートボールは、昭和 22 年に本町で考案されて以降、高齢者を中心に親しまれてきたスポーツであり、毎年全国各地から多くのゲートボール愛好者を迎えて「発祥の地杯全国ゲートボール大会」を開催するなど、競技の普及・振興に努めてきましたが、**競技人口の減少が顕著であることから本町の振興策である「挑戦の流儀」を基本に普及啓発を進める必要があります。**

本町における学校部活動の地域展開は、生徒一人ひとりの成長を促しながら、将来にわたってスポーツ・文化芸術活動などの生涯学習に親しむことができる機会を確保することに軸足を置き、生徒の意欲や興味関心、また、障害のある生徒のニーズや志向にも応えられる多種多様な体験と学びの環境を整備することを目的に行います。

そのためには、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を目指し、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要となります。

学校部活動を対象としたこの取組は、将来的には中学生だけでなく全世代を対象とした総合的な生涯スポーツ、文化芸術活動を地域全体で支える基盤づくりにも繋がることから、まずは部活動地域展開を推進する「芽室町学校部活動地域展開推進計画」に則り、令和 11 年 4 月から地域展開が全面実施されるよう取組を進めます。

今後も個々の町民が生涯にわたり、積み重ねる年齢とともに、健康で活気あふれるまちづくりの実現を目指し、スポーツの振興を図る必要があります。

2 施策の方針

町民がいつでも気軽に自由にスポーツできる環境づくりを進めます。

対象	町民
意図	いつでも気軽に自由にスポーツできるようにする
結果	健康で活気あふれるまちづくりの実現

3 施策の主な内容

(1) 多様なニーズ・適正に応じたスポーツ活動と運動機会の提供

社会体育施設利用者の年代や目的など多様なニーズに対応するための方策を検討し、各種スポー

ツ教室やスポーツプログラムを整備するとともに、健康増進のために気軽に参加できる運動機会を提供します。

(2) 体育会・関係団体の連携と支援

- ・自主的な各種スポーツ競技団体の活動に対し、体育会や少年団本部と連携し、団体を通じて町民が円滑にスポーツに取り組むことができる体制を整備します。
- ・子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体験できること、また、夢や希望を持ち、生き方を学び、将来を担う人材を育めるため、提携する各種プロスポーツ団体などの協力を得て、「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会を積極的に推進します。
- ・スポーツ活動における指導者不足に対する支援策として、指導者派遣の活用や新たな活動主体の構築などを検討し、安定的な指導者の確保を目指します。

(3) 発祥の地ゲートボールの普及振興

- ・ゲートボールの再生に向けて、日本ゲートボール連合が取組む様々な施策と本町が進める「挑戦の流儀」に基づき、ゲートボールの灯を絶やさず再燃・再興させることを目指します。
- ・ゲートボール発祥の地として、ゲートボールが町民にとって身近で手軽に取り組むことのできる競技であると感じられる環境づくりに努めます。
- ・町内の小中、高校生を対象とした体験教室の実施、道外の高校ゲートボール部を対象とした合宿誘致、各種大会出場にあたっての助成制度の整備など、青少年層への競技普及に対する支援を行います。
- ・令和9年度には、発祥の地大会も40回目を迎えるとともに考案から80年の節目の年になることから、内外に向け大会のPR等を積極的に行います。

(4) 社会体育施設の機能の充実

- ・社会体育施設については、指定管理者との連携により適切な維持管理や施設運営におけるサービス向上に努めるとともに、社会体育施設再整備構想などに基づく計画的な整備を進めます。
- ・各種スポーツ教室や団体、個人などの施設利用者が安全に楽しくスポーツができるよう、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。
- ・メムロスキー場は、町民の健康増進及び体育・スポーツの普及振興の図るため、令和7年度に策定した新嵐山スカイパーク再生基本計画に基づき、リフトやロッジの計画的な整備を進めるとともに、圧雪車や人工降雪機などの作業機械の老朽化対策を進めます。

(5) 学校部活動の地域展開の進展

将来にわたり子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会を確保することができるよう、国や北海道の取組状況や本町における地域展開の進捗状況を確認・検証しながら、令和11年4月に全面展開ができるよう計画的に進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
① スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	住民意識調査	81.3% (R7)	85.0%
② 芽室町内の体育施設利用者数	利用実績	170,651 人/年 (R6)	180,000 人/年
② 高校生以下の初心者がゲートボールを体験できる機会	生涯学習課調べ (教室・講座数)	23回/年 (R6)	30回/年

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
年代、目的に応じたスポーツ教室などの開催 「一流を見て、聴いて、学ぶ」	生涯学習課		実施			
ゲートボールの普及拡大 ゲートボールの再生に向けた計画「挑戦の流儀」の実施	生涯学習課		実施			
社会体育施設の計画的な整備・更新	生涯学習課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・社会体育施設の更新・維持管理
- ・スポーツ活動における多様化するニーズへの対応策の検討
- ・ゲートボールの競技人口減少に対する対策
- ・地域クラブ活動の推進（学校部活動地域展開）

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-2 快適な都市環境づくりの推進

4-2-2 快適な住環境の整備

主管課 都市経営課

1 現状と課題

本町には令和 8 年 3 月現在、56 カ所 67 ha の公園と緑地があり、特に芽室公園は町民の憩いの場としてさまざまな用途に広く活用されています。

芽室公園内の花菖蒲園は、平成 28 年の台風 10 号によって多大な被害を受け、617 種類の花菖蒲が 376 種類となりましたが、災害復旧工事を行い令和 8 年 3 月現在 437 種類まで復旧しました。

今後も、芽室遺産の一つである花菖蒲園を持つ芽室公園、広い芝生を持つ芽室南公園及び芽室東公園、防災公園としての機能を有するあいあい公園などの維持管理を行い、地域の街区公園については、芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、町民が自主的な活動のもと、地域コミュニティの推進の場としての公園の適切な維持管理に努めることが重要となっています。また、公園・緑地については、人口減少や少子高齢化の進行、財政制約、施設の老朽化を踏まえ、令和 7 年度に「芽室町都市公園ストック再編計画」を策定しており、地域住民や公園利用者などの意見を参考にしながら、町民満足度向上や、長期的に安定した維持管理とコスト縮減につながる取組を進める必要があります。

本町の総合公園である芽室公園では、Park-PFI 制度を活用し、民間活力を導入して整備を行い、公園利用者の利便性の向上を図り、新たな誘客による消費喚起、地域内経済循環に取り組む必要があります。

また、新嵐山スカイパークは、令和 8 年度から都市公園に編入され、町民の憩いの場として多くの方に利用されていますが、施設の老朽化が進行していることから、令和 7 年度に策定した新嵐山スカイパーク再生基本計画に基づき、計画的な更新、修繕を行い、町民にとって誇ることのできる、魅力ある場所を目指した取組が求められています。

住宅施策では、住宅関連施策の総合的・体系的な推進のための計画である「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、少子高齢化対策や定住を促進する住環境づくり、住宅の安全性と快適性を確保するための取組を総合的に進めています。また、少子高齢化や人口減少に伴い、空き家などの件数が増加することが予測され、適正に管理されていない空き家は生活環境に影響を及ぼすことが危惧されることから、令和 5 年度に新たに策定した「芽室町空き家等対策計画」に基づき、空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用促進のための取組を進める必要があります。

公共賃貸住宅は、町内公営住宅の維持管理等に係る「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を進めています。今後も人口減少や高齢化などの社会情勢の変化を把握し、高齢者や障がいのある人など住宅の確保に配慮を要する人が快適に住むことができる住宅整備を進める必要があります。

斎場においては、昭和 51 年に建設の芽室町斎場が施設設備の狭隘・老朽化が進んでいます。本格的な高齢社会の到来に伴い、火葬需要の増加が予測されるなか、近い将来、現在の斎場設備では対応が困難になることが予想されることから、整備に向けて進めていく必要があります。

2 施策の方針

快適で安全・安心な公園などの住環境の整備と適正な公共賃貸住宅の供給を進めます。

対象	町内の住環境
意図	快適で安全・安心な住環境を町民に提供する
結果	町の人口減少の抑制と、居住者の快適な暮らしの実現

3 施策の主な内容

(1) 公園施設などの維持管理の推進

町民の方々が、憩いの場やコミュニティの活動の場として安全・安心に利用していただけるように、全道的にも有数の規模の花菖蒲園を有する芽室公園などの維持管理を行います。また、芽室公園は国道沿い、大きな芝生広場など、人の集まる立地条件を活かし、老朽化した公園施設の更新と合わせ、魅力ある公園とする「(仮称)芽室公園再整備基本計画」を策定し、令和7年度に策定した「芽室公園再整備基本構想」の内容を踏まえ、Park-PFI事業と連携を図りながら、まちなかへの誘客を図ります。なお、街区公園など地域に密着した公園は、地域の方々が、自分たちの公園と感じていただけるよう芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、管理を推進します。

また、芽室公園においては、Park-PFI制度を活用し、公民連携・公民共創により公園の魅力を向上し、町民や公園利用者の利便性向上、地域経済活性化、まちなか再生など町の課題解決につなげる取組を進め、誰もが安心して訪れたいとなる地域の日常拠点の形成を目指します。

(2) 芽室町都市公園ストック再編計画の推進

「芽室町都市公園ストック再編計画」に基づき、公園内施設の再編、照明施設のLED化、長寿命化整備の推進等を行い、将来的な維持管理費の抑制を図ります。また、公園の整備・設計にあたっては、地域住民や公園利用者などと意見聴取や対話を重ね、ニーズに即した公園整備を目指します。

(3) 高齢者や障がい者などが安心して暮らせる住環境の形成

高齢者や障がい者などが住みやすい住宅の普及に向けて、公共や民間、関係機関と連携して相談・指導体制の充実を図るとともに、住宅セーフティネットの構築に取り組み、安心して地域で暮らせる住環境の形成を目指します。

(4) 居住環境の改善に向けた空き家の対策

空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用に関する対策を総合的かつ計画的に進めるために策定した「芽室町空き家等対策計画」に基づき、安全で安心して暮らせる居住環境を目指します。また、地元不動産業者と連携した空き家などに関する総合的な相談窓口体制を充実させると共に、「特定空き家等除却補助制度」の活用を促進し、危険な状態にある空き家への対策を進めます。

(5) 公営住宅の整備と適正な維持管理の推進

公営住宅は、「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を行い、適正な維持管理を進めます。また、整備などの進捗状況などに応じ、計画の適宜見直しを行います。

(6) 定住促進のための住環境づくり

「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、持ち家の取得支援や住宅リフォーム奨励事業を活用し、定住促進と良好な住環境の形成を進めます。

(7) 芽室町斎場の整備

老朽化が著しい現在の斎場については、「芽室町斎場整備基本計画」に基づき、整備に向けた取組を進めます。

(8) 新嵐山スカイパークの計画的な整備と維持管理

令和7年度に策定した新嵐山スカイパーク再生基本計画に基づき、「町民が利用する場所」「子どもからお年寄りまでたくさんの人が楽しめる場所」「町民が誇れる場所」「町民に愛され外の人々が魅力を感じる場所」「地域経済の活性化に寄与する場所」の実現を目指し、計画的な施設整備を行います。

また、施設整備にあたっては、活用可能な国の制度との連携や企業版ふるさと納税などの財源確保に努めるとともに、持続可能な運営を目指し、指定管理者制度など、民間活力の活用を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①新設住宅着工件数(計画期間中累計)	建築着工統計調査	—	280 戸
②新嵐山スカイパーク利用者数	魅力創造課調べ	273,520 人 (R3)	288,000 人
③芽室町の公園に満足している町民の割合	住民意識調査	79.2% (R7)	90.0%
④居住環境に満足している町民の割合	住民意識調査	81.8% (R7)	90.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
芽室町都市公園ストック再編計画の推進	環境土木課		実施			
芽室町公営住宅等長寿命化計画の推進	都市経営課		実施			
新嵐山スカイパークの再生	魅力創造課		実施			

6 展望計画（2027（令和 13）年度～2030（令和 16）年度の展望）

- ・芽室町都市公園ストック再編計画の推進
- ・住宅マスタープランの推進
- ・芽室町公営住宅等長寿命化計画の推進
- ・空家等対策計画の推進
- ・新嵐山スカイパークの計画的な整備の推進

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-2 快適な都市環境づくりの推進

4-2-1 有効な土地利用の推進

主管課 都市経営課

1 現状と課題

本町は、都市機能を備えた都市地域、優良農地としての農業地域、多面的な機能を持つ森林地域などにより構成されており、「芽室町総合計画」や「芽室町都市計画マスタープラン」などに基づき、計画的な土地利用を行っています。

特に都市地域については、都市計画に基づく規制手法により、無秩序な都市化をコントロールし、効率的な都市基盤の整備を実現しており、平成 30 年度には「芽室町立地適正化計画」を策定し、まちなかへの居住誘導、町民の暮らしを支える公共施設などの適正配置や交通環境の整備を進めています。

今後の人口減少を前提として、市街地の再構築などによる都市構造の再編へと取り組みを転換しながら、ＪＲ芽室駅を中心としたまちなかは商業的土地利用を基本としつつ、賑わい創出につながる有効な土地利用やまちなか居住を進め、公共施設の再配置や公営住宅団地の用途廃止などにより生じた町有地などについては、町の課題解決に即した土地利用を進めていく必要があります、これらは個別に利活用を検討するのではなく、町の将来像を見据えながら包括的に計画していくことが重要となります。

新たな市街化区域の拡大については、工業系の土地利用を基本とし、農林業との健全な調和を図りながら、目指すべき都市像を実現していく必要があります。

2 施策の方針

有効な土地利用により、機能的なまちづくりを進めます。

対象	主として都市計画区域
意図	農林業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保する
結果	暮らしやすい環境を維持する

3 施策の主な内容

(1) 都市計画制度などの適正な運用

- ・都市計画区域の中でも市街化調整区域については、市街化を抑制する区域として開発が規制されていますが、農林業の関係法令などと調整のうえ、必要な施設については開発許可制度の適正な運用を進めます。

(2) 商業系土地利用の維持

- ・商業系土地利用の中心市街地とその周辺では、多様な世帯が暮らしを維持できるまちなか居住を推進し、商業の活性化、生活の利便性向上などまちなか再生の取組を進めます。

(3) 住宅系土地利用の維持

- ・芽室町の住宅地は、開発許可制度や土地区画整理事業などの開発により、良好な居住環境が整備されてきました。今後 **も** 現在の住環境を維持するとともに、人口動態の変化をとらえながら、公共施設の**再配置**や公営住宅団地の用途廃止などが生じた町有地は、**住宅地を基本に**土地利用を進めていきます。

(4) 工業系土地利用の拡大

- ・工業系土地利用は、**既存の工業団地が飽和状態であり、本町の地理的位置やインターチェンジを有するなど交通の結節点としての需要も大きいことから**、農林業との調和を図りながら拡大に向けた調整を進めます。

(5) 持続可能な都市の形成

- ・本計画に合わせて見直す「芽室町立地適正化計画」により、一定の人口密度を保つことで、生活サービス機能や地域コミュニティを持続的に確保する居住誘導区域、町民の福祉や利便のために必要な施設を誰もが利用しやすい区域に集積させ、サービスの効率化を図り、継続的なサービスを確保する都市機能誘導区域を引き続き設定して施策を推進します。

(6) 適正かつ効果的な公共施設などの配置

- ・公共施設は、利用者の利便性、地域間のバランス、町全体のゾーニング、まちなか再生の取組、既存施設の改修及び更新などを勘案しながら、地域や利用者の将来ニーズを把握し、施設に求められる機能や規模等を検討し、多機能化や複合化などさまざまな手法により「芽室町公共施設配置構想」などを踏まえて配置を行います。
- ・遊休財産については、「芽室町町有財産利活用等基本方針」に基づき検討を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①市街化区域内に居住する人口の割合	町住民税務課データより	% (R7)	%
②町内のみで日常生活が充足できていると思う町民の割合	住民意識調査	% (R7)	%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
公共施設配置構想の進行管理	政策推進課		実施			
芽室町立地適正化計画の推進	都市経営課		実施			

6 展望計画（2027（令和13）年度～2030（令和16）年度の展望）

- ・未利用行政財産の活用検討
- ・普通財産の活用促進（売却・貸付など）

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全

4-3-1 環境保全と再生可能エネルギーの推進

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町には、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した河川、碁盤の目に区画割された農地とそれを取り巻く耕地防風林などが残され、美しい自然・農村景観に恵まれています。

本町では、「芽室町緑の基本計画」に基づき、緑地保全や緑化推進などに取り組むとともに、「クリーンめむろ環境基本計画」による美しい景観づくりに向けた活動を推進してきました。

環境問題は、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁など地球環境問題にまで広がり、私たちが地球規模で解決していかなければならない問題となっています。

本町においても国が掲げる 2050 カーボンニュートラルに向けて、町民・事業者・行政が一体となって地域脱炭素社会を築いていくため、令和6年度に芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を策定しました。

第3期クリーンめむろ環境基本計画にも掲げているように、このまちの自然環境を確保し、将来の世代に引き継ぐことは重要であり、地球温暖化対策を進める上で、自然景観の保護は不可欠であると考えています。自然景観を保護しながら、地域経済の活性化をはじめとする地域が抱える問題の解決にもつながるよう、地域資源・先進的技術や技術革新・創意工夫を生かした施策を推進していく必要があります。

2 施策の方針

本町の豊かで美しい自然環境の保全と循環型社会に向けたエネルギーの有効活用を進めます。

対象	町民・町内の自然環境
意図	環境への負荷を低減し、自然環境を保全する
結果	町民が住みやすい快適な生活環境を保全する

3 施策の主な内容

(1) 生活環境の保全

- ・環境の監視・測定を行うとともに、良好な生活環境を維持するため、指導・対策に努めます。
- ・快適な生活環境を維持するため、「クリーンめむろ環境基本計画」を推進し、町民、事業者、行政などが連携し、環境美化活動などを推進します。

(2) 自然景観の保全と活用

- ・雄大な日高山脈を背景にした身近な森林の保全、広大な畑と耕地防風林からなる農村景観の保全を促進するとともに、十勝川・美生川・芽室川・ピウカ川などの水と緑と美しい河川景観の保全に努めます。
- ・日高山脈襟裳十勝国立公園について、地域資源としての自然環境と景観の保全に努め、さまざまな分野で活用を努めます。

(3) 公共施設などからの温室効果ガス排出量の削減

- ・施設や街路灯のLED化をはじめとする公共施設などの省エネルギー化を進めるとともに、可能な限り再生可能エネルギーの利用を促進します。
- ・芽室町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に基づき、再生可能エネルギー由来の電力調達など、

新たな取組による温室効果ガス排出量削減に努めます。

(4) 町民・事業者への温室効果ガス排出量削減の取組

- ・省エネ機器や再生可能エネルギー設備導入への支援などを行い、一般家庭や企業からの温室効果ガス排出量削減を図ります。
- ・2050年ゼロカーボン実質ゼロを達成するため、行動変容につながる環境意識の醸成を図り、ゼロカーボンを実践する土壌を築きます。
- ・ゼロカーボンに対する理解や、それぞれの活動などへの影響・効果などを考える機会をつくるため、関連するセミナーやイベントなどを開催します。さらに目に見える形で理解できる仕組みや、行動につながる対策を講じながら、意識醸成につなげていきます。

(5) 自然と調和した取組の推進

- ・町内にある森林・緑地の適切な整備を進め、二酸化炭素吸収量の増加を図ります。また、国立公園に指定された日高山脈をはじめ、農村地域の景観を守り、次世代へとつなげていきます。
- ・森林・緑地などの適切な整備・維持管理などによる二酸化炭素吸収量を活用し、Jクレジット創出事業の取組を関係事業者などと連携して進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①芽室町の景観に満足している町民の割合	住民意識調査	86.9% (R7)	90.0%
②芽室町の自然環境（空気・水・土壌など）に満足している町民の割合	住民意識調査	91.7% (R7)	95.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
クリーンエネルギー推進事業・再生可能エネルギーの普及促進	環境土木課		実施			
クリーンめむろ環境基本計画の推進	環境土木課		実施			
自然環境・生活環境の保全	環境土木課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・クリーンめむろ環境基本計画に基づき、町民・事業者・行政が連携した環境美化活動や自然景観の保全をさらに推進するとともに、自然と調和した持続可能な生活環境の整備・保全の推進。
- ・芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編・事務事業編）の改訂を行い、ゼロカーボン施策の推進によるさらなる温室効果ガス排出量の削減

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-3 自然と調和した持続可能な生活環境の整備保全

4-3-2 廃棄物の抑制と適正な処理

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の豊かで美しく良好な環境を保全し、次世代に継承していくためには、町民との協働による日常的な環境保全・美化活動を推進するとともに、町民・事業者・行政が互いに協力し、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めることが重要です。

国は、令和6年に「第5次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。本計画では、①循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

本町においては、「クリーンめむろ環境基本計画」、「芽室町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を担いながら、ごみの減量化、資源化、適正処理による資源循環型社会の実現に向けたまちづくりに取り組んでいます。環境負荷の軽減を図り、快適な生活環境づくりを進めるためには、より一層のごみの分別の徹底と、適正な排出方法の啓発、指導が必要です。

また、「クリーン農業」を推進している本町農業にとって、環境問題への関心の高まりや豊かな農村環境を保全する観点などから、農業廃棄物については、資源の有効利用を基本とした適正処理を推進しています。

豊かで美しく良好な環境を次世代に継承していくため、今後においても、町民・事業者・行政が互いに協力し、本町らしい資源循環型社会の構築と、ごみ減量化につながる「3R」の取組が必要です。

2 施策の方針

町民・事業者・行政が互いに協力し、ごみの減量化や資源リサイクルの取組を進め、本町らしい資源循環型社会の構築を目指すとともに、快適な生活環境づくりを進めます。

対象	町民・事業者
意図	ごみの減量化と資源リサイクルを推進し、適正な廃棄物処理を行う
結果	快適な生活環境と資源循環型社会の構築

3 施策の主な内容

(1) 資源ごみのリサイクルへの取組

ごみの減量化や資源リサイクルを推進するため、ゴミの分別・排出方法のきめ細やかな周知や啓発活動を進めます。小型電子機器を回収することにより資源リサイクルにつながり、その結果、ごみの最終処分量が削減につながることから、積極的な周知などにより回収量の増加に向けて取り組みます。

地域における資源集団回収の取組は、町民がごみの分別・回収に直接携わることによりリサイクル意識の向上につながり、地域コミュニティの活性化にも寄与する事業であることから、町内会だけではなく、他の住民団体・組織へ事業の推進を図ります。

(2) 事業系ごみのリサイクルに向けた取組

昨今の環境問題の関心の高まりにつれ、事業者の環境に対する取組姿勢が注目されつつあります。ごみの資源化・減量化など、環境に配慮した取組を行う事業者に対する新たな仕組みの創設に向けて取り組みます。

(3) 事業者との連携によるごみ削減の取組

町内の店舗などにおいて提供する商品の簡易包装や包装をしないまま商品を提供するなど、町内商店会と連携・協力しながら、包装などの簡素化によるごみ削減への取組を進めます。また、町内飲食店と連携し、提供する食事・食品の量などを調整する工夫などにより、食べ残しの抑制や食材の使い切りによる食品ロス削減への取組を進めます。

(4) 農業廃棄物の適正処理

環境問題への意識向上や豊かな農村環境の保全を目的として、ＪＡめむろと連携して農業廃棄物の適正処理を推進するため、芽室町農業用廃プラスチック適正処理対策協議会による一斉回収及び処理と処理費用への助成を実施しています。本取組については、農業廃棄物の適正処理の観点から、協議会での議論を踏まえ、実施内容を見直しながら継続して実施するとともに、プラスチック管財の長寿命化や代替資材（生分解性プラスチック等）の利用を含めた農業用廃プラスチックの排出規制、資源の有効利用を基本とした農業用廃プラスチックの適正処理について検討を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
① 1人1日当たりの家庭から排出するごみの量	環境土木課調べ	390.45g/人・日 (R6)	345g/人・日
② リサイクル率	環境土木課調べ	31.34% (R6)	35.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
ごみの排出抑制の推進	環境土木課		実施			
3Rの推進と啓発活動	環境土木課		実施			
農業廃棄物の適正処理	農林課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・計画期間中に取り組んだごみの排出抑制・3Rの推進・啓発活動の成果を検証し、1人1日当たりのごみ排出量のさらなる削減とリサイクル率の向上に向けた取組を継続・発展させます。
- ・国の循環型社会形成に関する施策の動向や社会情勢の変化を踏まえながら、「芽室町一般廃棄物処理基本計画」の改定等と連動し、本町の実情に合った資源循環型社会の構築に向けた取組を推進します。

基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-2 快適な都市環境づくりの推進

4-2-3 道路交通環境の整備

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の産業活動の骨格となる幹線道路は、道東圏と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道、とかち帯広空港へのアクセスや十勝港への農業生産物輸送に大きな役割を果たす帯広・広尾自動車道、市街地の北部を東西に横断する国道38号線と主要道道4路線、一般道道6路線から構成されています。

北海道横断自動車道により、道央圏と本町とのアクセス時間が大幅に短縮され、産業活動や観光交流など広域的な高速ネットワーク道路として利用されています。また、釧路方面は令和6年12月には釧路西インターチェンジが開通し、北見方面は足寄～陸別間が事業再開されるなど、今後も、道央圏及び道東圏からの芽室インターチェンジ乗降者の利便性の向上を目指し、接続する道道東瓜幕芽室線の機能強化が必要となります。

また、帯広・広尾自動車道については、忠類大樹まで開通していますが、円滑な広域交通ネットワークの形成を進めるため、今後、広尾までの整備促進が期待されることです。

各主要道道については、国道38号を補完する生活拠点ネットワーク道路として多くの町民が利用しており、交通網の確保や道路の機能強化の観点から、冬期間における除排雪対策や防雪柵の設置による吹雪対策など、より一層の道路管理水準の強化が必要となります。

町道における課題として、築造後長期間を経過し老朽化した橋りょうの修繕、交通安全施設や緑化、省エネ街灯などの環境対策、高齢者や障がいのある人などに配慮した歩道の整備など、誰もが安心して快適に利用できる道路交通環境整備の必要があります。

さらに、冬期間における除排雪対策を含め、車道・歩道の適切な維持管理を行うため、道路パトロールなどにより道路状況の把握が必要であり、その拠点となる車両管理センターの老朽化による移転改築が課題となっています。

公共交通機関では、JR根室線、路線バス、都市間高速バス、スクールバスが公共交通を担っていますが、利用者の減少や運転手不足などの課題が生じています。また、地域内での移動手段としてコミュニティバスの運行や農村部タクシー助成事業を実施していますが、デジタルを活用した将来的な公共交通の在り様については、引き続き検討が必要です。

2 施策の方針

道路交通、公共交通における移動の快適性、利便性の向上を進めます。

対象	町民
意図	交通アクセスを強化する 目的地までの快適な移動、利便性の向上を進める
結果	安全で快適な生活を送ることができる

3 施策の主な内容

(1) 幹線道路網の整備促進

都市圏や物流拠点とのアクセス向上に向けて、高速道路の利便性をさらに高めるために接続道路の整備促進と、高規格道路による物流の円滑化を目指した早期完成や工事の安全対策などを国や北海道などに対し働きかけます。

(2) 道路網計画の策定

広域道路網との整合を図りながら合理的な交通網を確立するため、また、持続可能な道路整備を行うために策定した「芽室町道路マスタープラン」の将来道路交通網の整備プランを推進し、計画的な道路整備を進めます。

(3) 公共土木施設等環境の整備

- ・道路パトロールなどの実施により町民の皆さんが安心して快適に利用できるよう公共土木施設の適正な維持管理に努めます。また、経年劣化した橋りょうの長寿命化を進めるため、修繕計画に基づいた修繕を進めるとともに、老朽化した車両管理センターの移転改築に向け、「芽室町車両管理センター整備基本計画」に基づき、整備に向けた取組を進めます。交通安全施設の充実、バリアフリー化、街灯の省エネ化を進め、高齢者や障がいのある人、子どもたちに優しい車道・歩道の整備を進めます。
- ・除排雪対策では、冬期間の安全・安心な車道・歩道を確保するため、早期除雪に対応する除雪機械の充実を図るとともに、効率的な作業体制の構築や情報発信に努めます。

(4) 公共交通機関の確保

- ・民間で運営する公共交通機関に対しては、今後も運行の継続と利便性の向上、安全の確保を要望します。
- ・町民の交通利便性を確保し、高齢化社会における地域内の移動手段として効果的・効率的なコミュニティバスの運行や農村部タクシー助成事業を継続するとともに、デジタルを活用した需要と供給のマッチングが可能な移動手段の導入について引き続き検討を進めます

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①冬期間の移動（徒歩、車、公共交通機関等）は、安全・安心と感じる町民の割合	住民意識調査	50.3% (R7)	70.0%
②コミュニティバスの1便あたりの乗車人数	政策推進課調べ	9.2人 (R7)	10.0人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
町道・歩道・駐車場等維持管理事業（橋りょう長寿命化修繕含む）	環境土木課		実施			
町道・歩道・駐車場等除排雪事業	環境土木課		実施			
地域公共交通確保対策事業	政策推進課		実施			

6 展望計画（2027（令和13）年度～2030（令和16）年度の展望）

車両管理センターの移転
コミュニティバス車両の小型化

基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり

5-1-1 徹底した情報共有と町民参加の促進

主管課 政策推進課

1 現状と課題

町民が主役となったまちづくりを進めるためには、町民と行政が情報を共有し、町政に対する理解と信頼を深めることが必要です。

本町は「めむろまちづくり参加条例」に基づき、町民参加による開かれた行政を進めており、町民に分かりやすく情報を提供する町総合情報誌「すまいる」、町ホームページ、各種SNS（LINE・Facebookなど）で行政情報を発信するとともに、町民と町長が直接話をする「めむろ未来ミーティング」（対話・オンライン）、ホットボイス、各種審議会などの開催、まちづくり意見募集（パブリックコメント）、ワークショップ、SNSの活用などで広く町民の意見を聴く機会を設けています。

町政運営は情報共有が前提であり、町民が何を感じ、何に関心があるかをさまざまな手法で把握し、課題を反映させた行政サービスが提供されなければなりません。そのためには町民参加や活動が円滑に行えるように参加の機会が保障されることに加え、その環境づくりが必要です。

人々が情報を取得する機会や媒体が多様化し、情報が伝わる・拡散するスピードが加速していることから、情報を必要とする人に正確な情報をタイムリーに届けられるよう努めなければなりません。特に近年は即時性を重視した情報発信が求められており、SNSの活用による速報性と計画性を持った情報発信体制の強化が求められます。一方で、デジタル機器に不慣れな方や高齢者への配慮として、広報誌などのアナログ的な手法も継続して維持していく必要があり、デジタルとアナログを適切に組み合わせた情報発信が重要です。また、町ホームページについては、見やすさや検索機能の向上など、利用者の利便性向上が引き続き課題となっています。

さらに、デジタル化の進展に伴い、個人情報の適切な管理や情報セキュリティ対策の強化が求められており、デジタル化に伴うデータ流通の質的・量的な増大への対応も必要です。

情報共有や町民参加の環境づくりのいずれの場合においても、今ある手法について常に検証を行い、その時代に合った手法を取り入れ、柔軟に対応するよう努める必要があります。

2 施策の方針

町民と行政が情報共有し、主体的なまちづくりへの参加を促進します。

対象	町民
意図	町民と行政との情報共有を行い、まちづくりに自発的に参加してもらう
結果	町民のまちづくりへの参加意識を高め、町民が主役となったまちづくりを進める

3 施策の主な内容

（1）開かれた行政の推進

・「芽室町情報公開条例」や「改正個人情報保護法」に基づいた行政情報の適切な公開を継続します。
また、公文書の適正管理や各行政システムの安定稼働やセキュリティ対策などの安全確保に努め、文書ファイリングシステムを継続し、行政文書の情報管理を図ることにより、組織として必要な情報を管理・共有化するとともに、必要な文書を迅速かつ的確に提供します。

（2）総合情報誌「すまいる」・ホームページ・各種SNSの充実

・透明性の高い開かれた行政運営に努めるとともに、行政への関心と参画意欲の向上につなげるため、町民とのコミュニケーションの充実を重要な柱に位置づけ、町総合情報誌「すまいる」や町ホームページ、各種SNSによる情報発信を積極的に行い、町民に役立つ情報を迅速かつわかりやすく発信します。

・「伝える広報誌」をさらにわかりやすく、読み手となる町民がより理解できる「伝わる広報誌」へと誌面の充実を図るとともに、広報力の総合的な強化に取り組みます。また、SNSについては、種類や内容によってターゲット層を使い分けた効果的な情報発信に努めます。

(3) セキュリティ対策

・個人情報の漏えいなどを防止するため、ハード・ソフト両面から情報セキュリティ対策のさらなる強化に努めます。

(4) 広聴の機会の充実

・町民だけではなく、町内で働く人や学ぶ人、町内の事業者や団体など、対象者に応じてさまざまな手法を使い分け、多くの方との対話の機会を作るよう努めます。

(5) 町民参加の機会づくり

・「まちづくり参加条例」に基づき、町民参加のための機会の確保を徹底するとともに、時代に合わせて参加手法の仕組みを改良します。例えば、町民と行政の双方向コミュニケーションを充実させるとともに、町民同士が交流できるデジタルプラットフォームの利用実現に向けて取り組みます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (R12)
①行政情報の公開や説明責任が果たされていると思う割合	住民意識調査	75.5% (R7)	85.0%以上
②行政からの情報発信方法が充実していると思う町民の割合	住民意識調査	87.5% (R7)	85.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
文書ファイリングの推進	総務課		実施			
ホームページ、SNSの効果的な運用	政策推進課		実施			
町民参加の機会確保	政策推進課		実施			
「伝わる広報誌」への誌面充実	政策推進課		実施			